

十七 第61条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（員外利用割合が20%を超えるかどうかの判定）</p> <p>61 - 12</p> <p>(1) 漁業協同組合については、水産業協同組合法第11条第1項第1号から第13号まで及び第15号の各号の区分</p> <p>(2) 漁業協同組合連合会については、水産業協同組合法第87条第1項第1号から第13号まで及び第15号の各号の区分</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 森林組合連合会については、森林組合法第101条第1項第1号から第16号までの各号の区分</p> <p>(7) 商工組合については、中小企業団体の組織に関する法律第17条第2項第1号から第4号までの各号の区分。ただし、同項第3号の事業については、体育施設又は教養文化施設に係る事業とその他の事業との区分（(8)、(9)において同じ。）</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11) 生活衛生同業組合については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第8条第1項第4号から第10号まで及び第12号の各号の区分</p> <p>(12) 生活衛生同業組合連合会については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第54条第3号から第9号まで及び第11号の各号の区分</p>	<p>（員外利用割合が20%を超えるかどうかの判定）</p> <p>61 - 12</p> <p>(1) 漁業協同組合については、水産業協同組合法第11条第1項第1号から第10号までの各号の区分</p> <p>(2) 漁業協同組合連合会については、水産業協同組合法第87条第1項第1号から第11号までの各号の区分</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 森林組合連合会については、森林組合法第101条第1項第1号から第15号までの各号の区分</p> <p>(7) 商工組合については、中小企業団体の組織に関する法律第17条第2項第1号から第3号までの各号の区分。ただし、同項第3号の事業については、体育施設又は教養文化施設に係る事業とその他の事業との区分（(8)、(9)において同じ。）</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11) 生活衛生同業組合については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第8条第1項第4号から第10号までの各号の区分</p> <p>(12) 生活衛生同業組合連合会については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第54条第3号から第9号までの各号の区分</p>

改 正 後	改 正 前
(13)	(13)

十八 第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲）</p> <p>62の3(1) - 11</p> <p>(1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第7 ただし書に規定する広告の料金相当額</p> <p>(2)</p> <p>（建築面積等の意義）</p> <p>62の3(5) - 15 措置法第62条の3第4項第6号及び第8号.....同項第7号.....措置法令第38条の4第18項第2号口.....</p> <p>（建築物を2以上の者が建築する場合の取扱い）</p> <p>62の3(5) - 16 措置法第62条の3第4項第8号.....同項第15号.....</p> <p>(1) 同項第8号.....同項第15号.....</p> <p>(2) 同項第8号.....</p> <p>(3) 同項第15号イ.....</p> <p>（一団の宅地の面積の判定）</p> <p>62の3(5) - 17 措置法第62条の3第4項第10号イ、第12号イ又は第13号イ.....</p>	<p>（宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲）</p> <p>62の3(1) - 11</p> <p>(1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第6 ただし書に規定する広告の料金相当額</p> <p>(2)</p> <p>（建築面積等の意義）</p> <p>62の3(5) - 15 措置法第62条の3第4項第5号及び第7号.....同項第6号.....措置法令第38条の4第17項第2号口.....</p> <p>（建築物を2以上の者が建築する場合の取扱い）</p> <p>62の3(5) - 16 措置法第62条の3第4項第7号.....同項第14号.....</p> <p>(1) 同項第7号.....同項第14号.....</p> <p>(2) 同項第7号.....</p> <p>(3) 同項第14号イ.....</p> <p>（一団の宅地の面積の判定）</p> <p>62の3(5) - 17 措置法第62条の3第4項第9号イ、第11号イ又は第12号イ.....</p>

.....

(1)

(2)

(3)

(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)

62の3(5) - 18 措置法第62条の3第4項第10号、第11号及び第12号.....

.....同項第10号口.....

(宅地の造成の意義)

62の3(5) - 19 措置法第62条の3第4項第10号.....

(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)

62の3(5) - 20 措置法第62条の3第4項第12号又は第13号.....

(注)

.....措置法第62条の3第4項第12号.....

(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)

62の3(5) - 21 措置法規則第21条の19第2項第10号又は第13号.....

措置法第62条の3第4項第10号又は第13号.....

(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)

62の3(5) - 22

(1)

(2) 同項第8号.....

(3) 同項第10号、第12号又は第13号.....

(4) 同項第14号.....

.....

(1)

(2)

(3)

(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)

62の3(5) - 18 措置法第62条の3第4項第9号、第10号及び第11号.....

.....同項第9号口.....

(宅地の造成の意義)

62の3(5) - 19 措置法第62条の3第4項第9号.....

(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)

62の3(5) - 20 措置法第62条の3第4項第11号又は第12号.....

(注)

.....措置法第62条の3第4項第11号.....

(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)

62の3(5) - 21 措置法規則第21条の19第2項第9号又は第12号.....

措置法第62条の3第4項第9号又は第12号.....

(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)

62の3(5) - 22

(1)

(2) 同項第7号.....

(3) 同項第9号、第11号又は第12号.....

(4) 同項第13号.....

改 正 後	改 正 前
<p>(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)</p> <p>62の3(5)-23 措置法第62条の3第4項第14号又は第15号.....同項 第14号本文かっこ書.....</p> <p>(注) 同項第8号.....</p>	<p>(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)</p> <p>62の3(5)-23 措置法第62条の3第4項第13号又は第14号.....同項 第13号本文かっこ書.....</p> <p>注) 同項第7号.....</p>
<p>(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)</p> <p>62の3(5)-24 措置法第62条の3第4項第14号口.....</p>	<p>(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)</p> <p>62の3(5)-24 措置法第62条の3第4項第13号口.....</p>
<p>(床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)</p> <p>62の3(5)-25 措置法令第38条の4第26項第3号.....</p>	<p>(床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)</p> <p>62の3(5)-25 措置法令第38条の4第25項第3号.....</p>
<p>(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)</p> <p>62の3(5)-26 措置法第62条の3第4項第14号二.....</p>	<p>(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)</p> <p>62の3(5)-26 措置法第62条の3第4項第13号二.....</p>
<p>(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)</p> <p>62の3(5)-27 措置法第62条の3第4項第14号.....</p>	<p>(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)</p> <p>62の3(5)-27 措置法第62条の3第4項第13号.....</p>
<p>(換地処分後の土地等の譲渡)</p> <p>62の3(5)-28措置法第62条の3第4項第15号.....</p>	<p>(換地処分後の土地等の譲渡)</p> <p>62の3(5)-28措置法第62条の3第4項第14号.....</p>
<p>(一の住宅の意義等)</p> <p>62の3(5)-29 措置法令第38条の4第28項.....</p>	<p>(一の住宅の意義等)</p> <p>62の3(5)-29 措置法令第38条の4第27項.....</p>

(注)措置法第62条の3第4項第15号.....

(併用住宅の場合)

62の3(5)-30

.....措置法第62条の3第4項第15号.....

(注)措置法令第38条の4第28項.....

(床面積の意義)

62の3(5)-31 措置法第62条の3第4項第14号口、措置法令第38条の4第26項第3号、同項第4号、同条第28項第1号及び措置法規則第21条の19第2項第15号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。

(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)

62の3(5)-34

.....同条第4項第10号から第15号まで.....同条第4項第10号から第15号まで.....措置法規則第21条の19第2項第10号から第15号まで.....

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

62の3(6)-6措置法令第38条の4第34項第2号から第6号まで.....

(土地等以外の資産がある場合の取得日)

62の3(6)-7措置法令第38条の4第34項第3号から第6号まで.....

(注)措置法第62条の3第4項第14号.....

(併用住宅の場合)

62の3(5)-30

.....措置法第62条の3第4項第14号.....

(注)措置法令第38条の4第27項.....

(床面積の意義)

62の3(5)-31 措置法第62条の3第4項第13号口、措置法令第38条の4第25項第3号、同項第4号、同条第27項第1号及び措置法規則第21条の19第2項第14号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。

(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)

62の3(5)-34

.....同条第4項第9号から第14号まで.....同条第4項第9号から第14号まで.....措置法規則第21条の19第2項第9号から第14号まで.....

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

62の3(6)-6措置法令第38条の4第33項第2号から第6号まで.....

(土地等以外の資産がある場合の取得日)

62の3(6)-7措置法令第38条の4第33項第3号から第6号まで.....

改 正 後	改 正 前
<p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>62の3(6)-8措置法令第38条の4第34項第3号から第6号まで.....</p> <p>で.....</p> <p>(注)</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>62の3(6)-10 措置法令第38条の4第30項又は第31項.....同条第29項.....</p> <p>項.....</p> <p>(注)措置法第62条の3第4項第10号から第15号まで.....</p> <p>.....</p> <p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>62の3(6)-11同条第4項第10号から第15号まで.....</p>	<p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>62の3(6)-8措置法令第38条の4第33項第3号から第6号まで.....</p> <p>で.....</p> <p>注)</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>62の3(6)-10 措置法令第38条の4第29項又は第30項.....同条第28項.....</p> <p>項.....</p> <p>(注)措置法第62条の3第4項第9号から第14号まで.....</p> <p>.....</p> <p>(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>62の3(6)-11同条第4項第9号から第14号まで.....</p>

十九 第63条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲)</p> <p>63(1)-12</p> <p>(1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第7ただし書に規定する広告の料金相当額</p> <p>(2)</p>	<p>(宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲)</p> <p>63(1)-12</p> <p>(1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第6ただし書に規定する広告の料金相当額</p> <p>(2)</p>

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

63(6)-6
措置法令第38条の4第34項第2号から第6号まで.....

(土地等以外の資産がある場合の取得日)

63(6)-7
措置法令第38条の4第34項第3号から第6号まで.....

(取得日の異なる土地等がある場合の区分)

63(6)-8
措置法令第38条の4第34項第3号から第6号まで.....

 (注)

(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

63(6)-6
措置法令第38条の4第33項第2号から第6号まで.....

(土地等以外の資産がある場合の取得日)

63(6)-7
措置法令第38条の4第33項第3号から第6号まで.....

(取得日の異なる土地等がある場合の区分)

63(6)-8
措置法令第38条の4第33項第3号から第6号まで.....

 注)

二十 第64条～第65条の2《収用等の場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(収用等に伴う課税の特例を受ける権利の範囲)</p> <p>64(1)-6 措置法第64条第1項第5号.....</p> <p>(権利変換により新たな権利に変換することがないものの意義)</p> <p>64(1)-7 措置法第64条第1項第6号に規定する「都市再開発法に規定する権利変換により新たな権利に変換をすることのないもの」又は同項第6号の2に規定する「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する権利変換により新たな権利に変換をすることのないもの」とは、例えば、</p>	<p>(収用等に伴う課税の特例を受ける権利の範囲)</p> <p>64(1)-6 措置法第64条第1項第6号.....</p> <p>(権利変換により新たな権利に変換することがないものの意義)</p> <p>64(1)-7 措置法第64条第1項第6号の2に規定する「都市再開発法に規定する権利変換により新たな権利に変換をすることのないもの」とは、例えば、地役権、工作物所有のための地上権又は賃借権をいうことに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>地役権、工作物所有のための地上権又は賃借権をいうことに留意する。</p> <p>(権利変換による補償金の範囲)</p> <p>64(2) - 15 措置法第64条第1項第3号の2又は第3号の3に規定する補償金には、都市再開発法第91条第1項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第226条第1項の規定により補償として支払われる利息相当額は含まれるが、都市再開発法第91条第2項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第226条第2項の規定により支払われる過剰金の額及び都市再開発法第118条の15第1項の規定により支払われる利息相当額は含まれないことに留意する。</p> <p>(土地等の使用に伴う損失の補償金等を対価補償金とみなす場合)</p> <p>64(2) - 16措置法令第39条第16項.....</p> <p>(取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金)</p> <p>64(2) - 18措置法令第39条第16項第2号.....</p> <p>(換地処分等に伴う損失補償金)</p> <p>64(2) - 19措置法令第39条第16項.....</p> <p>(発生資材等の売却代金)</p> <p>64(2) - 20</p>	<p>(権利変換による補償金の範囲)</p> <p>64(2) - 15 措置法第64条第1項第3号の2に規定する補償金には、都市再開発法第91条第1項の規定により補償として支払われる利息相当額は含まれるが、同条第2項の規定により支払われる過剰金の額及び同法第118条の15第1項の規定により支払われる利息相当額は含まれないことに留意する。</p> <p>(土地等の使用に伴う損失の補償金等を対価補償金とみなす場合)</p> <p>64(2) - 16措置法令第39条第13項.....</p> <p>(取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金)</p> <p>64(2) - 18措置法令第39条第13項第2号.....</p> <p>(換地処分等に伴う損失補償金)</p> <p>64(2) - 19措置法令第39条第13項.....</p> <p>(発生資材等の売却代金)</p> <p>64(2) - 20</p>

.....措置法令第39条第16項第2号.....

(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)

642) - 22 第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行地区内の建築物に借家権を有する法人が都市再開発法又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による権利変換により借家権を取得しなかった場合に都市再開発法第91条第1項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第226条第1項の規定により支払を受ける補償金で次に掲げるものについては、措置法第64条第2項第2号の補償金に該当するものとして取り扱う。この場合には、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行者のその旨を証する書類を当該事業年度の確定申告書等に添付しなければならないものとする。

(1)

(2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条の規定により読み替えられた同法第212条第3項の規定により権利変換計画において借家権が与えられないように定められたことにより受ける補償金

(3)

(4) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第3項の規定による申出の理由が措置法令第39条第9項各号に掲げる場合に準ずるものであることにつき、防災街区整備事業の施行者が審査委員の過半数の同意を得て、又は防災街区整備審査会の議決を経てこれに該当するものと認めた場合に受ける補償金

(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)

643) - 9の2

.....措置法令第39条第13項第2号.....

(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)

642) - 22 第一種市街地再開発事業の施行地区内の建築物に借家権を有する法人が都市再開発法の規定による権利変換により借家権を取得しなかった場合に同法第91条第1項の規定により支払を受ける補償金で次に掲げるものについては、措置法第64条第2項第2号の補償金に該当するものとして取り扱う。この場合には、第一種市街地再開発事業の施行者のその旨を証する書類を当該事業年度の確定申告書等に添付しなければならないものとする。

(1)

(2)

(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)

643) - 9の2

改 正 後					
(注) 1 <u>措置法令第39条第18項各号</u> 2					
(収用証明書の区分一覧表) 644) - 1 別表1 収用証明書の区分一覧表					
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	
1			<u>措置法規則14条5項1号</u>		
2			<u>措置法規則14条5項1号</u>		
3			<u>措置法規則14条5項2号</u>	1 2 (1) <u>独立</u> <u>行政法人</u> <u>都市再生</u> <u>機構</u> (2) <u>独立</u> <u>行政法人</u> <u>都市再生</u> <u>機構</u> (3) (4) (5)	

改 正 前					
注) 1 <u>措置法令第39条第15項各号</u> 2					
(収用証明書の区分一覧表) 644) - 1 別表1 収用証明書の区分一覧表					
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	
1			<u>措置法規則14条7項1号</u>		
2			<u>措置法規則14条7項1号</u>		
3			<u>措置法規則14条7項2号</u>	1 2 (1) <u>地域</u> <u>振興整備</u> <u>公団</u> (2) <u>地域</u> <u>振興整備</u> <u>公団</u> (3) (4) (5)	

			独立 行政法人 中小企業 基盤整備 機構法附 則第5条 第1項第 1号.....独立 行政法人 中小企業 基盤整備 機構.....
4	措置法規則14 条5項2号
5	措置法規則14 条5項3号イ
6	措置法規則14 条5項3号イ
7	措置法規則14 条5項3号イ
8	措置法規則14 条5項3号イ
9	措置法規則14 条5項3号イ
10	

			地域 振興整備 公団法第 19条第1 項第3号地域 振興整備 公団.....
4	措置法規則14 条7項2号
5	措置法規則14 条7項3号イ
6	措置法規則14 条7項3号イ
7	措置法規則14 条7項3号イ
8	措置法規則14 条7項3号イ
9	措置法規則14 条7項3号イ
10	

改 正 後				改 正 前			
			措置法規則14 条 5 項 3 号イ				措置法規則14 条 7 項 3 号イ
11	措置法規則14 条 5 項 3 号イ	11	措置法規則14 条 7 項 3 号イ
12	措置法規則14 条 5 項 3 号イ	12	措置法規則14 条 7 項 3 号イ
13	措置法規則14 条 5 項 3 号イ	13	措置法規則14 条 7 項 3 号イ
14	措置法規則14 条 5 項 3 号イ	14	措置法規則14 条 7 項 3 号イ
15	措置法規則14 条 5 項 3 号イ	15	措置法規則14 条 7 項 3 号イ
16	措置法規則14 条 5 項 3 号イ	16	措置法規則14 条 7 項 3 号イ
17	措置法規則14 条 5 項 3 号イ	17	措置法規則14 条 7 項 3 号イ
18	措置法規則14 条 5 項 3 号イ	18	措置法規則14 条 7 項 3 号イ
18の2	措置法規則14 条 5 項 3 号イ	18の2	措置法規則14 条 7 項 3 号イ

19	措置法規則14条5項3号イ	
20	電気通 事業法第 120条第1 項に規定す る認定電気 通信事業者 (1)が設 置する同法 第9条に規 定する電気 通信回線設 備.....	措置法規則14 条5項3号イ	1 「認定 電気通 信事業 者」とは電気通 信事業法第 117条第1 項に規定す る..... 2(電気 通信事業法 第9条) 3
21	措置法規則14 条5項3号イ
22	措置法規則14 条5項3号イガス事 業法第2条 第13項.....
23	措置法規則14 条5項3号イ	
24	措置法規則14 条5項3号イ	
25	

19	措置法規則14 条7項3号イ
20	電気通 信事業法第12 条第1項に 規定する第 1種電気通 信事業者 (1)が設 置する同法 第6条第2 項に規定す る電気通信 回線設備...	措置法規則14 条7項3号イ	1 「第1 種電気通 信事業 者」とは.....電気通 信事業法第 9条第1項 に規定する 2(電気 通信事業法 第6条第2 項) 3
21	措置法規則14 条7項3号イ
22	措置法規則14 条7項3号イガス事 業法第2条 第12項.....
23	措置法規則14 条7項3号イ	
24	措置法規則14 条7項3号イ	
25	

改 正 後					改 正 前				
			<u>措置法規則14 条 5 項 3 号イ</u>				<u>措置法規則14 条 7 項 3 号イ</u>		
26 <u>措置法規則14 条 5 項 3 号イ</u>	26 <u>措置法規則14 条 7 項 3 号イ</u>
27 <u>措置法規則14 条 5 項 3 号イ</u>	27 <u>措置法規則14 条 7 項 3 号イ</u>
28 <u>措置法規則14 条 5 項 3 号イ</u>	28 <u>措置法規則14 条 7 項 3 号イ</u>
29 <u>措置法規則14 条 5 項 3 号イ</u>	29 <u>措置法規則14 条 7 項 3 号イ</u>
30 <u>措置法規則14 条 5 項 3 号イ</u>	30 <u>措置法規則14 条 7 項 3 号イ</u>
31 <u>措置法規則14 条 5 項 3 号イ</u>	31 <u>措置法規則14 条 7 項 3 号イ</u>
32 <u>措置法規則14 条 5 項 3 号イ</u>	32 <u>措置法規則14 条 7 項 3 号イ</u>
33 <u>措置法規則14 条 5 項 3 号イ</u>	33 <u>措置法規則14 条 7 項 3 号イ</u>
34 <u>措置法規則14 条 5 項 3 号イ</u>	34 <u>措置法規則14 条 7 項 3 号イ</u>

35	土地収用法 第3条各号の いずれかに該 当するもの (当該いずれ かに該当する ものとの当 該各号のい ずれかに該 当するもの とが一組の 施設として 一の効用を 有する場 合には..... 措置法規則14 条5項5号	
36 措置法規則14 条5項3号口	
37 措置法規則14 条5項3号口	
38 措置法規則14 条5項3号口	
39 措置法規則14 条5項3号口	
40 措置法規則14 条5項3号口	
41 措置法規則14 条5項5号の 3	

35	土地収用法 第3条各号の 二に該当する もの(当該二 に該当するも のとの当該 各号の一に該 当するものと が一組の施設 として一の効 用を有する場 合には..... 措置法規則14 条7項5号	
36 措置法規則14 条7項3号口	
37 措置法規則14 条7項3号口	
38 措置法規則14 条7項3号口	
39 措置法規則14 条7項3号口	
40 措置法規則14 条7項3号口	
41 措置法規則14 条7項5号の 3	

改 正 後					改 正 前				
42			措置法規則14 条5項5号の 4		42			措置法規則14 条7項5号の 4	
43			措置法規則14 条5項5号の 5		43			措置法規則14 条7項5号の 5	
44	(イ)	国、都道府県、独立行政法人都市再生機構又は……	措置法規則14 条5項4号	1 …… ……独立行政法人都市再生機構… … 2 ……	44	(イ)	国、都道府県、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は……	措置法規則14 条7項4号	1 …… ……都市基盤整備公団、地域振興整備公団 … 2 ……
45	(ロ)		措置法規則14 条5項4号の 2	1 …… ……独立行政法人都市再生機構… … 2 …… ……独立行政法人都市再生機構である場合において、当該独立行政法人都市再生機構……	45	(ロ)		措置法規則14 条7項4号の 2	1 …… ……都市基盤整備公団、地域振興整備公団 … 2 …… ……地域振興整備公団である場合において、当該地域振興整備公団 …

46 措置法規則14 条5項4号の 3地方 公共団体で ある。
46の2 措置法規則14 条5項4号の 4	
47 措置法規則14 条5項4号の 5国又は 地方公共団 体である場 合において
48 措置法規則14 条5項4号の 6	
49 措置法規則14 条5項5号の 2	
50 措置法規則14 条5項5号の 6	
51	措置法64条1 項3号の2、独立行

46 措置法規則14 条7項4号の 3地方 公共団体、 都市基盤整 備公団又は 地域振興整 備公団であ る。
46の2 措置法規則14 条7項4号の 4	
47 措置法規則14 条7項4号の 5国、地 方公共団体 又は地域振 興整備公団 である場合 において... ...
48 措置法規則14 条7項4号の 6	
49 措置法規則14 条7項5号の 2	
50 措置法規則14 条7項5号の 6	
51	措置法64条1 項3号の2、都市基

改 正 後				改 正 前			
			65条1項4号、 7項	政法人都市 再生機構... ...			65条1項5号、 5項 盤整備公団 又は地域振 興整備公団
<p>(5102) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に伴い資産の権利変換があった場合において、その権利変換に係る資産が次に掲げる資産であるとき</p> <p>イ) 防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権が与えられるように定められた資産</p>	<p>イ、ロ、ニ及びホに掲げる資産の場合にあっては、これに該当する資産である旨の証明</p> <p>ハに掲げる資産にあっては、措置法令第39条第9項各号のいずれか(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第1項の申出をした者が同法第202条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、措置法令第39条第9項第1号に限る。)に該当する旨及び同</p>	<p>防災街区整備事業の施行者()</p>	<p>措置法64条1項3号の3、 65条1項5号、 8項 措置法規則22条の2 4項 3号</p>	<p>() 施行者は、防災街区整備事業組合、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社である。</p>	<p>(新 設)</p>		

<p>ロ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により防災施設建築物の一部等又は防災建築施設の部分が与えられないように定められた資産</p>	<p>項に規定する審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決のあった旨の証明</p>
<p>ハ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第1項の申出に基づき同法第221条の規定による権利の変換を受けなかった資産</p>	
<p>ニ 密集市街地における防災</p>	

改 正 後				改 正 前			
<p>街区の整備の促進に関する法律第248条第1項の規定により同項に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなった資産</p> <p>ホ 防災施設建築物の建築工事の完了に伴い、防災施設建築物の一部を取得する権利に基づき防災施設建築物の一部を取得することとなった場合の当該権利</p>							
52 都市計画法第52条の4第1項(同法第57条の5及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第285条において準用する場合を含む。)の規定	当該土地等を都市計画法第52条の4第1項、同法第57条の5又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第285条の規	措置法64条1項3号の4 措置法規則14条5項5号の9	52 都市計画法第52条の4第1項(同法第57条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づいて土地又は土地の上に存する権利(以下55までにおいて	当該土地等を都市計画法第52条の4第1項又は第57条の5の規定により買い取った旨の証明	措置法64条1項3号の3 措置法規則14条7項5号の8

に基づいて土地又は土地の上に存する権利（以下55までにおいて「土地等」という。）が買い取られた場合	定により買い取った旨の証明			
52の2			措置法規則22条の2 4項4号	
53			措置法64条1項3号の4 措置法規則14条5項5号の10	
54			措置法64条1項3号の5 措置法規則14条5項5号の11	
55 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構……			措置法64条1項3号の6、65条1項1号 措置法規則14条5項5号の12	
56			措置法規則14条5項6号	

(廃 止)

「土地等」という。）が買い取られた場合				
52の2			措置法規則22条の2 4項3号	
53			措置法64条1項3号の3 措置法規則14条7項5号の9	
54			措置法64条1項3号の4 措置法規則14条7項5号の10	
55 国、地方公共団体、都市基盤整備公団……			措置法64条1項3号の5、65条1項1号 措置法規則14条7項5号の11	
56			措置法規則14条7項6号	
57 保安林整備臨時措置法第4条第1号又は第2	これらに該当する資産である旨の証明	当該森林等の所在する地域	措置法64条1項5号、65条1項3号	

改 正 後					改 正 前											
										号に掲げる森林 等と同条の規定 に基づいて買い 入れられ又は同 条第6条の規定 に基づいて買い 取られた場合				を管轄す る森林管 理局長	措置法規則14 条7項7号	
<u>57</u>	措置法規則14 条5項8号					<u>58</u>	措置法規則14 条7項8号	
<u>58</u>	措置法規則14 条5項9号イ					<u>59</u>	措置法規則14 条7項9号イ	
<u>59</u>又は電気通 信事業法第141 条第5項の規定 による.....	措置法規則14 条5項9号ロ					<u>60</u>又は電気通 信事業法第86条 第5項の規定に よる.....	措置法規則14 条7項9号ロ	
<u>60</u>	措置法規則14 条5項9号ハ					<u>61</u>	措置法規則14 条7項9号ハ	
<u>61</u>	措置法規則14 条5項9号ニ					<u>62</u>	措置法規則14 条7項9号ニ	
<u>62</u>	措置法64条1 項3号、65条 1項2号・3 号 措置法規則14 条5項10号					<u>63</u>	措置法64条1 項3号、65条 1項2号・4 号 措置法規則14 条7項10号	

63
64
65
66(イ)	土地等が 1 から <u>51(2)</u> まで又は62 から65まで に..... (ロ) 58から61 までの規定第1 種市街地 再開発事 業の施行 者、防災 街区整備 事業の施 行者又は 措置法第 64条第1 項第8号 に規定す る処分を 行う者... ...	措置法規則14 条5項11号 <u>独立行 政法人都市 再生機構...</u> ...
67	措置法64条1 項5号 措置法規則14 条5項
68	措置法64条1 項6号 措置法規則14 条5項7号
69	密集市街地 における防災 街区の整備の 促進に関する 法律による防	これに該当す る権利である 旨の証明	防災街区 整備事業 の施行者	措置法64条1 項6号の2 措置法規則14 条5項7号の 2

64
65
66
67(イ)	土地等が 1 から51ま で又は63か ら66までに (ロ) 59から62 までの規定第1 種市街地 再開発事 業の施行 者又は措 置法第64 条第1項 第8号に 規定する 処分を行 う者.....	措置法規則14 条7項11号 <u>地域振 興整備公団</u>
68	措置法64条1 項6号 措置法規則14 条7項
69	措置法64条1 項6号の2 措置法規則14 条7項7号の 2

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>災街区整備事業の施行に伴う権利変換により新たな権利に変換することのない権利が消滅した場合</p>	
<p>(代行買収の要件)</p> <p>64(4)-2措置法規則第14条第5項第2号から第4号の3まで</p> <p>(1) (2) (3) (4)</p>	<p>(代行買収の要件)</p> <p>64(4)-2措置法規則第14条第7項第2号から第4号の3まで</p> <p>(1) (2) (3) (4)</p>
<p>(事業施行者以外の者が支払う漁業補償等)</p> <p>64(4)-2の2措置法規則第14条第5項第8号.....</p> <p>(1) <u>措置法規則第14条第5項第8号</u>..... (2)</p>	<p>(事業施行者以外の者が支払う漁業補償等)</p> <p>64(4)-2の2措置法規則第14条第7項第8号.....</p> <p>(1) <u>措置法規則第14条第7項第8号</u>..... (2)</p>
<p>(証明の対象となる資産の範囲)</p> <p>64(4)-3措置法規則第14条第5項第3号イ.....措置法規則第14条第5項第5号に規定する「土地収用法第</p>	<p>(証明の対象となる資産の範囲)</p> <p>64(4)-3措置法規則第14条第7項第3号イ.....措置法規則第14条第7項第5号に規定する「土地収用法第</p>

3条各号のいずれかに該当するもの.....に関する事業」.....

3条各号の一に該当するもの.....に関する事業」.....

二十一 第65条の2《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(収用等の場合の課税の特例相互間の適用関係)</p> <p>65の2 - 1</p> <p>(1) 措置法第65条第1項第3号から第6号までに掲げる場合に該当する資産の譲渡をした場合において、その譲渡した資産のうち、換地処分等により取得するこれらの号に規定する資産に対応する部分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 圧縮記帳の特例(措置法651789) </div> <p>(2)</p> <p>(5,000万円損金算入の特例と圧縮記帳等の特例との適用関係)</p> <p>65の2 - 2</p> <p>注1 措置法第65条第1項第3号から第6号まで.....</p> <p>2</p> <p>(許可を要しないこととなった日の意義)</p> <p>65の2 - 6</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>独立行政法人都市再生機構</u>.....<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>.....</p> <p>(代行買収における証明書の発行者)</p> <p>65の2 - 12措置法規則第14条第5項第2号から第4号の3まで.....措置法規則第14条第5項第2号から第4号の3まで.....</p>	<p>(収用等の場合の課税の特例相互間の適用関係)</p> <p>65の2 - 1</p> <p>(1) 措置法第65条第1項第4号から第6号までに掲げる場合に該当する資産の譲渡をした場合において、その譲渡した資産のうち、換地処分等により取得するこれらの号に規定する資産に対応する部分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 圧縮記帳の特例(措置法65178) </div> <p>(2)</p> <p>(5,000万円損金算入の特例と圧縮記帳等の特例との適用関係)</p> <p>65の2 - 2</p> <p>注1 措置法第65条第1項第4号から第6号まで.....</p> <p>2</p> <p>(許可を要しないこととなった日の意義)</p> <p>65の2 - 6</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>都市基盤整備公団</u>.....<u>地域振興整備公団</u>.....</p> <p>(代行買収における証明書の発行者)</p> <p>65の2 - 12措置法規則第14条第7項第2号から第4号の3まで.....措置法規則第14条第7項第2号から第4号の3まで.....</p>

改 正 後	改 正 前
.....

二十二 第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前																														
<p>（特定土地区画整理事業の施行者とその買取りをする者との関係）</p> <p>65の3 - 1 措置法第65条の3第1項第1号に規定する事業の施行者が、国、地方公共団体、<u>独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社</u>であり.....</p> <p>.....</p> <p>（宅地の造成を主たる目的とするものかどうかの判定）</p> <p>65の3 - 1の2<u>独立行政法人都市再生機構</u>.....</p> <p>（特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表）</p> <p>65の3 - 4 措置法規則第22条の4第1項に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表2のとおりである。</p> <p>別表2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>発 行 者</th> <th>根拠条項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 国、地方公共団体、<u>独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社</u>が.....</td> <td>(イ)<u>独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社</u>で.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>1<u>独立行政法人都市再生機構</u>.....</td> </tr> <tr> <td>(イ) (ロ) 大都市地域住</td> <td>(ロ)</td> <td>.....</td> <td></td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	1 国、地方公共団体、 <u>独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社</u> が.....	(イ) <u>独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社</u> で.....	1 <u>独立行政法人都市再生機構</u>	(イ) (ロ) 大都市地域住	(ロ)		2	<p>（特定土地区画整理事業の施行者とその買取りをする者との関係）</p> <p>65の3 - 1 措置法第65条の3第1項第1号に規定する事業の施行者が、国、地方公共団体、<u>都市基盤整備公団、地方住宅供給公社又は地域振興整備公団</u>であり.....</p> <p>.....</p> <p>（宅地の造成を主たる目的とするものかどうかの判定）</p> <p>65の3 - 1の2<u>都市基盤整備公団</u>.....</p> <p>（特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表）</p> <p>65の3 - 4 措置法規則第22条の4第1項に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表2のとおりである。</p> <p>別表2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>発 行 者</th> <th>根拠条項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 国、地方公共団体、<u>都市基盤整備公団、地方住宅供給公社又は地域振興整備公団</u>が.....</td> <td>(イ)<u>都市基盤整備公団、地方住宅供給公社又は地域振興整備公団</u>で.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>1<u>都市基盤整備公団</u>.....</td> </tr> <tr> <td>(イ) (ロ) 大都市地域住</td> <td>(ロ)</td> <td>.....</td> <td></td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	1 国、地方公共団体、 <u>都市基盤整備公団、地方住宅供給公社又は地域振興整備公団</u> が.....	(イ) <u>都市基盤整備公団、地方住宅供給公社又は地域振興整備公団</u> で.....	1 <u>都市基盤整備公団</u>	(イ) (ロ) 大都市地域住	(ロ)		2
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																											
1 国、地方公共団体、 <u>独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社</u> が.....	(イ) <u>独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社</u> で.....	1 <u>独立行政法人都市再生機構</u>																											
(イ) (ロ) 大都市地域住	(ロ)		2																											
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																											
1 国、地方公共団体、 <u>都市基盤整備公団、地方住宅供給公社又は地域振興整備公団</u> が.....	(イ) <u>都市基盤整備公団、地方住宅供給公社又は地域振興整備公団</u> で.....	1 <u>都市基盤整備公団</u>																											
(イ) (ロ) 大都市地域住	(ロ)		2																											

宅等供給促進法による住宅街区整備事業、都市再開発法による第一種市街地再開発事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業として行う公共施設の整備改善、共同住宅の建設又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業

A ……………
B 左の口の事業の用に供するために買取られる場合当該土地等が大都市地域住宅等供給促進法第28条第3号に規定する施行区域内の土地等、都市再開発法第6条第1項に規定する施行区域内若しくは都市計画法第4条第1項に規定する都市計画（以下「都市計画」という。）に都市再開発法第2条の3第1項第2号に掲げる地区若しくは同条第2項に規定する地区として定められた地区内の土地等又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する事業

宅等供給促進法による住宅街区整備事業又は都市再開発法による第一種市街地再開発事業として行う公共施設の整備改善、共同住宅の建設又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業

A ……………
B 左の口の事業の用に供するために買取られる場合当該土地等が大都市地域住宅等供給促進法第28条第3号に規定する施行区域内の土地等又は都市再開発法第6条第1項に規定する施行区域内若しくは都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に都市再開発法第2条の3第1項第2号に掲げる地区若しくは同条第2項に規定する地区として定められた地区内の土地等であり、かつ、当該土地等が当該事業の施行者により当該事業の用に供されること

改 正 後				改 正 前			
	る法律第117条第3号に規定する施行区域内若しくは都市計画に同法第3条第1項第1号に掲げる地区として定められた地区内の土地等であり、かつ、当該土地等が当該事業の施行者により当該事業の用に供されることが確実に認められる旨を証する書類				が確実に認められる旨を証する書類		
(202) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の都市計画法第56条第1項に規定する事業予定地内の土地等が、同項の規定に基づいて、当該防災街区整備事業	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画法第55条第1項本文の規定により同法第53条第1項の許可をしなかった旨を証する書類 <input type="checkbox"/> 同法第56条第1項の規定により買い取った旨を証する書類	都道府県知事 当該土地の買取りをする者	措置法65条の3 1項2号の2 措置法規則22条の4 1項2号	(新設)			

を行う密集市街地
における防災街区
の整備の促進に関
する法律第136条
第2項の認可を受
けて設立された防
災街区整備事業組
合に買い取られる
場合

③02) 都市緑地法第
17条第1項又は第
3項.....

.....
.....都市
緑地法第
17条第2
項.....

③04) 航空法第49条
第4項(同法第55
条の2第2項にお
いて準用する場合
を含む。)の規定
により買い取られ
る場合

4

.....
.....独立行
政法人都市
再生機構...
.....

6 防災のための集

③02) 都市緑地保全
法第8条第1項又
は第3項.....

.....
.....都市
緑地保全
法第8条
第2項...
.....

③04) 航空法第49条
第4項(同法第55
条の2第2項及び
第56条において準
用する場合を含
む。)の規定によ
り買い取られる場
合

4

.....
.....都市基
盤整備公団
.....

6 防災のための集

改 正 後					改 正 前				
団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の同意を得た集団移転促進事業計画.....					団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の承認を受けた集団移転促進事業計画.....				

二十三 第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係

改 正 後					改 正 前																																												
<p>（特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲）</p> <p>65の4 - 14</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>連携集積活性化事業資金</u>.....<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号又は第4号</u>.....<u>同項第3号ロ又はハ</u>.....</p> <p>（特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表）</p> <p>65の4 - 17 措置法規則第22条の5第1項に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表3のとおりである。</p> <p>別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>発 行 者</th> <th>根拠条項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>.....<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政</u></td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>.....<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>.....</td> <td>.....<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>.....</td> <td></td> <td></td> <td>.....<u>独立行政法人都市再生機構</u>.....</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	1 <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政</u>	1 <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u> <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u> <u>独立行政法人都市再生機構</u>	<p>（特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲）</p> <p>65の4 - 14</p> <p>(1)</p> <p>(2)<u>高度化事業資金</u>.....<u>中小企業総合事業団法第21条第1項第2号又は第3号</u>.....<u>同項第2号イ又はハ</u>.....</p> <p>（特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表）</p> <p>65の4 - 17 措置法規則第22条の5第1項に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表3のとおりである。</p> <p>別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>発 行 者</th> <th>根拠条項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>.....<u>都市基盤整備</u></td> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>.....<u>都市基盤整備</u></td> <td>.....<u>都市基盤整備</u></td> <td></td> <td></td> <td>.....<u>都市基盤整備</u></td> </tr> <tr> <td>.....<u>都市基盤整備</u></td> <td>.....<u>都市基盤整備</u></td> <td></td> <td></td> <td>.....<u>都市基盤整備</u></td> </tr> <tr> <td>.....<u>都市基盤整備</u></td> <td>.....<u>都市基盤整備</u></td> <td></td> <td></td> <td>.....<u>都市基盤整備</u></td> </tr> </tbody> </table>					区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	1 <u>都市基盤整備</u>	1 <u>都市基盤整備</u> <u>都市基盤整備</u>		 <u>都市基盤整備</u> <u>都市基盤整備</u> <u>都市基盤整備</u>		 <u>都市基盤整備</u> <u>都市基盤整備</u> <u>都市基盤整備</u>		 <u>都市基盤整備</u>
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																																													
1 <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政</u>	1																																													
..... <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u> <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u> <u>独立行政法人都市再生機構</u>																																													
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																																													
1 <u>都市基盤整備</u>	1																																													
..... <u>都市基盤整備</u> <u>都市基盤整備</u>		 <u>都市基盤整備</u>																																													
..... <u>都市基盤整備</u> <u>都市基盤整備</u>		 <u>都市基盤整備</u>																																													
..... <u>都市基盤整備</u> <u>都市基盤整備</u>		 <u>都市基盤整備</u>																																													

人都市再生機構、 成田国際空港株式 会社.....	構、独立行政 法人都市再生 機構、成田国 際空港株式会 社.....			2
(202)独立行政法人 都市再生機構以外 の者が財産を提供 して設立した団体 を除く。)又は独 立行政法人都市再 生機構で.....				
3平成6年1月 1日から平成18年 12月31日までの間 に.....				
(302)平成6年1月 1日から平成18年 12月31日までの間 に.....				
(303)平成6年1月 1日から平成18年 12月31日までの間 に.....				
4独立行政法人 都市再生機構又は 独立行政法人中小				

際空港公団.....	団、新東京国 際空港公団... ...			2
(202)都市基盤整備 公団以外の者が財 産を提供して設立 した団体を除く。) 又は地域振興整備 公団で.....				
3平成6年1月 1日から平成15年 12月31日までの間 に.....				
(302)平成6年1月 1日から平成15年 12月31日までの間 に.....				
(303)平成6年1月 1日から平成15年 12月31日までの間 に.....				
4都市基盤整備 公団又は地域振興 整備公団に買い取				

改 正 後					改 正 前									
<p>企業基盤整備機構 に買い取られる場 合</p>					<p>られる場合</p>									
<p>6成田国際空港 株式会社に買い取 られる場合</p>					<p>6新東京国際空 港公園に買い取ら れる場合</p>									
<p>7 (イ) (ロ) (ハ) A B C空地の部 分の面積の当 該敷地の面積 に対する割合 が100分の20 以上であるこ と。</p>					<p>7 (イ) (ロ) (ハ) A B C空地の部 分の面積の当 該敷地に対す る割合が100 分の20以上で あること。</p>									
<p>8 地方公共団体又 は密集市街地にお ける防災街区の整 備の促進に関する 法律第289条第1 項に規定する防災 街区整備推進機構 が同法第2条第2 号に掲げる防災街 区としての整備の</p>					(イ)	<p>延焼防止建 築物とは、特 定防災街区整 備地区に関す る都市計画法 第4条第1項 に規定する都 市計画（密集 市街地におけ る防災街区の</p>		(イ)	<p>延焼防止建 築物とは、防 災街区整備地 区計画に適合 する建築物で 密集市街地に おける防災街 区の整備の促 進に関する法 律施行規則第</p>	
					(ロ)			(ロ)		
					A			A		
					B	当該防災 街区整備 推進機構 を密集市 街地にお ける防災 街区の整			B	当該防災 街区整備 推進機構 を密集市 街地にお ける防災 街区の整		

<p>ために行う以下の事業の用に供するために、都市計画法第8条第1項第5号の2に掲げる特定防災街区整備地区又は同法第12条の4第1項第2号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内にある土地等がこれらの者により買取られる場合</p> <p>(イ)</p> <p>(ロ)</p> <p>(ハ)</p> <p>A</p> <p>B 当該延焼防止建築物の建築面積が150平方メートル以上であること。</p>		<p>備の促進に関する法律第289条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長</p>		<p>整備の促進に関する法律第31条第3項第3号に規定する間口率の最低限度が定められているものに限る。)に適合する建築物で建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物に該当するもの並びに防災街区整備地区計画に適合する建築物で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第131条第1号口及び八に掲げる要件に該当するものをいう。</p>		<p>ために行う以下の事業の用に供するために、都市計画法第12条の4第1項第2号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内にある土地等が、これらの者により買取られる場合</p> <p>(イ)</p> <p>(ロ)</p> <p>(ハ)</p> <p>A</p> <p>B 当該延焼防止建築物の面積が150平方メートル以上であること。</p>		<p>備の促進に関する法律第116条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長</p>		<p>45条第1号口及び八に掲げる要件に該当するものをいう。</p>
<p>10</p>				<p>1</p> <p>2</p> <p>.....独立行政法人都市再生機構.....</p> <p>3</p>		<p>10</p>				<p>1</p> <p>2</p> <p>.....都市基盤整備公団.....</p> <p>3</p>

改 正 後					改 正 前				
11				1	11				1
(イ)				(1)	(イ)				(1)
ロ				イ	ロ				イ
ハ			独立	ハ			中小
(ニ) 当該事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号又は第4号に掲げる業務(同項第3号ロ又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。)に係る資金(以下「連携集積活性化事業資金」という。)の貸付けを受けて行われるものであること。				行政法人 中小企業 基盤整備 機構.....	(ニ) 当該事業が中小企業総合事業団法第21条第1項第2号又は第3号に掲げる業務(同項第2号イ又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。)に係る資金(以下「高度化事業資金」という。)の貸付けを受けて行われるものであること。			企業総合事業団...
ホ				ロ	ホ				ロ
				ハ					ハ
			独立				中小
				行政法人				企業総合事業団...
				中小企業				
				基盤整備				
				機構.....				
				2					(2)
				3					2
									3
(1102)				1	(1102)				1
(イ)				(1)	(イ)				(1)
ロ				イ	ロ				イ
ハ 当該同意基本構想に係る事業が連携集積活性化事業資金の貸付けを受けて行われるものであること。			独立	ハ 当該同意基本構想に係る事業が高度化事業資金の貸付けを受けて行われるものであること。			中小
				行政法人				企業総合事業団...
				中小企業				
				基盤整備				
				機構.....				
				ロ					ロ
				ハ					ハ

(二) <u>独立 行政法人 中小企業 基盤整備 機構</u> (2) 2
1103)	1 (1) イ <u>独立 行政法人 中小企業 基盤整備 機構</u> □ ハ <u>独立 行政法人 中小企業 基盤整備 機構</u> (2) 2 3
(イ)				
□)				
ハ) 当該事業が連 携集積活性化事 業資金の貸付け を受けて行われ るものであるこ と。				
(二)				
ホ)				
12 次に掲げる事業 の用に供する土地 の造成に関する事 業で、一定の要件 ()に該当するも のとして.....	— (1) (2) <u>独立行 政法人中小 企業基盤整 備機構法第 15条第1項 第3号又は</u>
(イ)				
□) <u>独立行政法人 中小企業基盤整</u>				

(二) <u>中小 企業総合 事業団</u> (2) 2
1103)	1 (1) イ <u>中小 企業総合 事業団</u> □ ハ <u>中小 企業総合 事業団</u> (2) 2 3
(イ)				
□)				
ハ) 当該事業が高 度化事業資金の 貸付けを受けて 行われるもので あること。				
(二)				
ホ)				
12 次に掲げる事業 の用に供する土地 の造成に関する事 業で、一定の要件 (1)に該当する ものとして.....	1 (1) (2) <u>中小企 業総合事業 団法第21条 第1項第2 号又は第3 号</u>
(イ)				
□) <u>中小企業総合 事業団法第21条</u>				

改 正 後		改 正 前
<p>備機構法第15条 第1項第3号に 規定する連携等 又は中小企業の 集積の活性化に 寄与する事業</p>	<p>第4号.....(独立 行政法人中 小企業基盤 整備機構法 施行令第2 条第1項第 1号に掲げ る事業にあ っては、当 該事業を行 う者が同項 第2号イ... ...</p>	<p>第1項第2号に 規定する中小企 業構造の高度化 に寄与する事業</p> <p>八 環境事業団が 行う工場又は事 業場の集団化に 必要な建物その 他の特定の施設 (2) の設置 に関する事業</p> <p>.....(中小 企業総合事 業団法施行 令第3条第 1項第3号 口に掲げる 事業にあっ ては、当該 事業を行う 者が同項第 4号イ.....</p> <p>(3) 左の八の 場合 当該 事業が都市 計画その他 の土地利用 に関する国 又は地方公 共団体の計 画に適合し た計画に従 って行われ るものであ ること。</p> <p>2 特定の施 設とは、次に 掲げる施設を いう。</p> <p>(1) 工場及び</p>

事業場が集中し、かつ、産業公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における産業公害を防止するための工場又は事業場の集団化に必要な建物（これに附属する建物を含む。）

(2) (1)に掲げる建物と併せて工場又は事業場の利用に供される産業公害防止施設（ばい煙処理施設、汚水処理施設、緑地、道路、排水施設、消火施設その他の産業公害を防止するための施設（これに附

改 正 後	改 正 前
	<p>属する施設を含む。)をいう。)</p> <p>(3) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる地域における当該産業廃棄物の広域的かつ適正な処理を図るために設置される環境事業団法第18条第1項第5号に規定する最終処分場又は次に掲げる施設をいう口又は八に掲げる施設にあっては、その施設の用に供され</u></p>

る土地の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）」
イ 環境事業団法施行令第1条第1号に掲げる施設
ロ 環境事業団法施行令第1条第2号に掲げる施設で、地方公共団体又は次に掲げる法人に譲渡されるもの
① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5第1項に規定する廃棄物処理セ

改 正 後					改 正 前				
									ンター (ロ) 地方 公共団 体の出 資に係 る法人 のうち その発 行済株 式の総 数又は 出資金 額の2 分の1 以上が 地方公 共団体 により 所有さ れ又は 出資を されて いるも の (ハ) 民法 第34条 の規定 により 設立さ れた法 人のう ち、そ の拠出

をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているもの

八 環境事業団法施行令第1条第3号に掲げる施設で、地方公共団体、ロイからハまでに掲げる法人又は事業協同組合若しくは事業協同小組合に譲渡されるもの

二 環境事業団法施行令第1条第4号に掲げる

改 正 後	改 正 前
	<p>施設で、 地方公共 団体又は ロイから 八までに 掲げる法 人に譲渡 されるも の</p> <p>(4) <u>環境事業 団法第18条 第1項第6 号に規定す る施設（環 境事業団が 同号に規定 するポリ塩 化ビフェニ ル廃棄物の 処理及び当 該施設の改 良、維持そ の他の管理 を行うもの に限る。）</u></p> <p>(5) <u>(1)の地域 における産 業公害を防 止するため に移転する 工場又は事 業場の集団 化に必要な</u></p>

14	(イ)廃棄物の搬入施設の整備の事業である旨を証する書類 <input type="checkbox"/>			
15独立行政法人都市再生機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構に買い取られる場合			

(廃 止)

				敷地の造成に伴い設置される産業公害防止施設で、当該工場又は事業場の利用に供されるもの
14	(イ)廃棄物の搬入施設の整備事業であることを証する書類 <input type="checkbox"/>			
15都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に買い取られる場合			
19 石油公団法第19条第1項第6号の国家備蓄石油の管理に必要な施設で石油公団又は特定石油備蓄会社(1)が設置する次のものの用に供するために土地等が	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類 (イ) 土地等が石油公団の設置する左の施設の用	石油公団 総裁	措置法65条の4 1項19号 措置法規則22条の5 1項24号	1 「特定石油備蓄会社」とは、石油公団法第19条第1項第9号に規定する法人で石油の備蓄の増強に必要な施設の設置

改 正 後	改 正 前
	<p>石油公団に買い取られる場合</p> <p>イ) 国家備蓄石油の管理の用に供する屋外タンク貯蔵所等（危険物の規制に関する政令第2条第2号《貯蔵所の区分》に規定する屋外タンク貯蔵所又は同条第4号に規定する地下タンク貯蔵所（2）をいう。）</p> <p>ロ) 屋外タンク貯蔵所等とともに設置される石油コンビナート等災害防止法第2条第10号に規定する特定防災施設等</p> <p>ハ) 屋外タンク貯蔵所等における石油の貯蔵、受入れ若しくは払出しを管理し、又は制御するための装置を主として設置する施設並びに当該屋</p> <p>に供するために買い取られる場合</p> <p>当該施設が石油公団法第19条第1項第6号の国家備蓄石油の管理の用に供するものである旨及び当該施設が左の施設に該当する旨並びに当該土地等を当該施設の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類</p> <p>ロ) 土地等が特定石油備蓄会社の設置する左の施設の用に供するために買い取られる場合</p> <p>A 当該施設（屋外</p> <p>石油公団 総裁</p> <p>を行うことを主たる目的とするもの（その発行済株式の総数又は出資金額の10分の7以上が石油公団により所有され又は出資されているものに限る。）をいう。</p> <p>2 特定石油備蓄会社が設置する屋外タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所については、石油公団の買取りに係る土地等に設置する屋外タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所で、その容量の10分の8以上を石油公団の行う国家備蓄石油の管理の用に供する旨の取決めがあるものに限られ</p>

19 国、地方公共団	(イ)	措置法65	20 国、地方公共団	(イ)	措置法65					
<p>外タンク貯蔵所等への石油の貯蔵のために必要とする電気、スチーム、空気、不活性ガス又は工業用水の供給施設及び排水、原油ガス又は廃油の処理施設で屋外タンク貯蔵所等に付設するもの</p>					<p>タンク貯蔵所等)につきその容量の10分の8以上を石油公団の行う石油の備蓄の用に供する取決めがある旨及び当該土地等を左の施設の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類</p> <p>B 当該土地等を左の施設の用に供する旨及びその設置する施設が左の施設に該当する旨を証する書類</p>					<p>る。</p> <p>また、地下タンク貯蔵所は、岩盤内において石油を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所に限られる。</p>				
<p>特定石油備蓄会社の代表者</p>														

改 正 後				改 正 前					
体、独立行政法人 中小企業基盤整備 機構、独立行政法 人都市再生機構… …	……独立行 政法人中小 企業基盤整 備機構、独 立行政法人 都市再生機 構…… (口) ……	……	条の4 1項19号 措置法規 則22条の 5 1項 24号	……独立行政 法人都市再生 機構……	体、地域振興整備 公団、都市基盤整 備公団……	……地域振 興整備公 団、都市基 盤整備公団 …… (口) ……	……	条の4 1項20号 措置法規 則22条の 5 1項 25号	……都市基盤 整備公団……
20 ……	……	……	措置法65 条の4 1項20号 措置法規 則22条の 5 1項 25号イ	……	21 ……	……	……	措置法65 条の4 1項21号 措置法規 則22条の 5 1項 26号イ	……
20の2 ……	……措置法令 第39条の5第 29項に規定す る者である旨 ……	……	措置法65 条の4 1項20号 措置法規 則22条の 5 1項 25号口	……	21の2 ……	……措置法令 第22条の8第 29項に規定す るものである 旨……	……	措置法65 条の4 1項21号 措置法規 則22条の 5 1項 26号口	……
21 ……	……	……	措置法65 条の4 1項21号 措置法規 則22条の 5 1項 26号	……	22 ……	……	……	措置法65 条の4 1項22号 措置法規 則22条の 5 1項 27号	……
22 ……	……	……	措置法65 条の4 1項22号	……	23 ……	……	……	措置法65 条の4 1項23号	……

			措置法規 則22条の 5 1項 27号	
23	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項.....	(イ) (ロ) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項..... A 当該土地が措置法令第39条の5第32項各号..... B	措置法65 条の4 1項23号 措置法規 則22条の 5 1項 28号
24			措置法65 条の4 1項24号 措置法規 則22条の 5 1項 29号	
25			措置法65 条の4 1項25号 措置法規 則22条の 5 1項 30号	

			措置法規 則22条の 5 1項 28号	
24	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項.....	(イ) (ロ) 鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項..... A 当該土地が措置法令第39条の5第34項各号..... B	措置法65 条の4 1項24号 措置法規 則22条の 5 1項 29号
25			措置法65 条の4 1項25号 措置法規 則22条の 5 1項 30号	
26			措置法65 条の4 1項26号 措置法規 則22条の 5 1項 31号